令和８年（フ）第５７号
福島県会津若松市花春町９番４号
破産者　廣川　健太
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和６年（フ）第３０２３号
横浜市瀬谷区阿久和南１丁目26番地１
破産者　北井　光雄
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２７１５号
横浜市旭区川島町2945番地１　オンブラージュ204号室
破産者　佐藤　大哉
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３３３４号
横浜市南区三春台92番地　ポートハイム三春台305号室
破産者　和田　健一
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３８８号
神奈川県茅ヶ崎市本村４丁目９番41号
破産者　金子　　武
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５７１号
横浜市瀬谷区本郷３丁目１番地12　ハイツアライ201号室
破産者　西井　妙子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３号
新潟県妙高市月岡１丁目17番５号　アトラス７　103号室、前住所新潟県上越市大字寺町814番地１　ハイツＫ＆Ｋ　102号
破産者　福永　武司
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和７年（フ）第４０４号
静岡県島田市金谷根岸町135番地の15　エトワール金谷　201号室、旧住所静岡県島田市金谷天王町1742番地の４　サンリットメロウ102号室
破産者　杉本　辰治
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９０号
滋賀県東近江市八日市町７番13号　コーポ清富　101号室、前住所滋賀県東近江市小八木町709番地
破産者　青山　　徹
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第１４３号
鳥取県境港市森岡町716番地２
破産者　安達　淳吾
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第２２５号
徳島県鳴門市撫養町木津798番地４　リッチ・ｄｅ・鳴門Ⅲ201、住民票上の住所徳島県鳴門市大津町木津野字喜多川縁１番地７
破産者　岸本　大樹
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２８号
愛媛県新居浜市東雲町２丁目13番23号
破産者　高橋　　章
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第５４号
愛媛県新居浜市若水町二丁目７番13号　キャッスルコート若水201号
破産者　佐々木　慎
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第３号
高知県宿毛市平田町戸内2357番地２
破産者　池上　則文
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

令和８年（フ）第１３号
宮崎県日南市南郷町中村乙3949番地13
破産者　泉　　邦明
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第１６号
宮崎県都城市高城町穂満坊501番地　ＣＡＴＢＯＸ高城Ａ104
破産者　藤山　颯斗
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１５９号
宮崎県日向市大字財光寺1206番地
破産者　笠原　賢次
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１０号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1751番地
破産者　黒木　淳子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第３５号
宮崎県延岡市沖田町2422番地　アールメイワ302
破産者　佐藤　善行
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部